

お申込み時に必要な書類(各1部)

1 全ての管理組合に提出していただく書類

「確認欄」(太枠)に○印をご記入ください

No.	書類名等	チェックポイント	チェック欄
1	共用部分リフォーム融資借入申込書	・ 管理組合印は返済予定口座と同様の印を押印してください。 ・ 太枠内は必ずご本人が自署してください。	
2	共用部分リフォーム融資借入申込書 別紙「お守りいただく事項」	※ 公庫ホームページからダウンロードできます。 ※ 管理組合法人の場合は、管理組合を代表する理事(共同代表理事が選任されている場合は共同代表理事全員、管理規約で代表者が規定されていない場合は選任されている理事全員)の署名及び押印(法務局に提出している代表理事の印)がそれぞれ必要となります。	
3	受付確認票	※ 公庫ホームページからダウンロードできます。	
4	本人確認書類	・ 理事長(代表理事)、監事等、申込手続代行者の方の身分を証明する公的証明書(運転免許証(写しの場合は両面)、マイナンバーカード(表面のみ)等)をご提出ください。	
5	個人情報の取扱いに関する同意書	・ 借入申込書と同様の印を押印してください。 ※ 公庫ホームページからダウンロードできます。	
6	区分所有状況申請書	※ 公庫ホームページからダウンロードできます。	
7	管理規約(写)	・ 管理規約に、組合員・業務・役員・集会(総会)・理事会・会計に関する規定があるかご確認ください。 ・ 修繕積立金を管理費に充当できるという規定がないかご確認ください。 ※ 管理規約の内容が十分でない場合は、工事完了までに改定していただきます。	
8	総会の議事録(写)及び議案書(写) ●総会の議事録には①～④までの全てが記載されていることが必要です。 ①次の4点が決議されていること。 ・改良工事等*の実施 ・沖縄振興開発金融公庫からの借入れ(借入金額、借入期間及び借入予定利率) ・沖縄振興開発金融公庫の返済への修繕積立金の充当 ・(公財)マンション管理センターへの保証委託 ②沖縄振興開発金融公庫マンション共用部分リフォーム融資「商品概要説明書」等を配布して内容を説明したこと。 ③現在の管理者の選任を決議したこと。 ④議案書の決算書及び予算書を決議したこと。 *専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等に要する費用のみの借入れの場合は共用部分に係る耐震診断等の業務	・ 決議内容の詳細は「マンション共用部分リフォーム融資のご案内」に記載されている「総会議事録の作成例」を参考にしてください。 ・ 管理者が理事会での互選により選任される場合には、理事会議事録(写)も併せて提出してください。 ・ 総会議事録、理事会議事録ともに、議長及び議事録署名人(通常は総会(理事会)に出席した区分所有者2名)の署名(署名は自署に限ります。)のあるものを提出してください(管理規約上、署名以外に押印が必要である旨の規定がある場合は押印もあるものを提出してください。) ・ 管理組合法人による申込みの場合は、法人登記事項証明書も併せて提出してください。 ※ 会計期間が6か月の場合は2期分の議事録(写)及び議案書(写)が必要となります。 ※ 左記の書類で修繕積立金の預金口座名義人が確認できない場合、預金通帳(写)等が必要となります。	① ② ③ ④
9	予算書(写)及び決算書(写)	修繕積立金会計と管理費会計が区分されているかご確認ください。	
10	見積書及び内訳書等(写)	工事費等の内訳(例えば、種目・科目ごとの明細)が確認できるもの提出してください。	
11	保証委託契約申込書	※ (公財)マンション管理センターのホームページからダウンロードできません(必ず両面印刷の上使用してください。)	
12	その他公庫が必要と認めた書類	※ 公庫が必要と認めた場合には、上記以外の書類を提出していただくことがあります。	

2 当てはまる管理組合に限り提出していただく書類

No.	書類名等	チェックポイント	チェック欄
【美ら家債を利用している場合】			
13	美ら家債の積立手帳(写) 又は 残高証明書(写)	議案書に「美ら家債」の積立手帳(写)又は残高証明書(写)が添付されている場合は、提出不要です。	
【管理計画認定を取得している場合】			
14	以下のいずれかの書類 ・認定通知書(写) ・認定更新通知書(写) ・変更認定通知書(写)	・ 申込日時点で、認定を取得していること、認定年月日から5年を経過していないことを確認してください。	
【決算書において、決算時の修繕積立金の累計滞納額が算出できない場合】			
15	修繕積立金の帳簿等(写)	申込日の前月又は前々月までの1年間における未収額を確認できるものを提出してください。	
【決算書の修繕積立金の残高が、今回の資金計画の手持金(自己資金)に満たない場合】			
16	工事費に充当する預金の残高証明書(写) 又は 預金通帳(写)	申込日前までのものを提出してください。 ※ 管理会社名義の口座は不可となります。	

17	【滞納割合が10%を超える場合】		
	① 修繕積立金督促状況確認書	公庫にてご用意しています。	
	② 修繕積立金の帳簿等(写)	申込日の前月又は前々月までの1年間における未収額を確認できるものを提出してください。	
18	【返済期間が10年を超える場合】		
	① 工事内容申告書	公庫にてご用意しています。	
	② 対象工事を実施することが確認できる資料	(例) 申込書類の工事見積書(写)、補助金の交付決定通知書(写)等	
19	【公庫から依頼があった場合(※)】		
	法人の決算書(写)(3期分の決算書及び勘定科目内訳明細書)	(※)法人が一定数以上区分所有している場合で、公庫から提出依頼があったときは提出してください。	

※耐震改修工事、浸水対策工事又は省エネルギー対策工事を行う場合は、他にご提出いただく書類がございますので、公庫本店住宅融資にお問い合わせください。

【ご注意】

1. 必要書類を全てそろえた上で、お申込みください。
2. ご提出いただいた書類はお申し込みを辞退した場合などお返しできませんので、あらかじめご承知おきください。
3. 一旦お申込みされますと、申込みの日から6ヶ月を経過する日の属する月の末日までは、申込みのやり直し(辞退等の後の再度の申込み)はできません。
4. 申込書の記載内容に虚偽があったとき、又はご提出いただいた書類が真正なものでなかったときは、融資をお断りいたします。